

荘園公領制の成立

11世紀後半の政治史に内容を戻す。前九年合戦（1051~62年）が終わった頃である。当時、私田のほぼ全てが寄進地系荘園となり、これらが公有の田地である名（名田）と、境界が曖昧なまま混在し、時に境界をめぐる土地問題を起こした。このような状態に、藤原氏を外祖父としない後三条天皇がメスを入れた。

○ 摂関家に嫌われた天皇

● 後三条天皇の登場

藤原頼通の娘には皇子が生まれず、頼通は外祖父の地位を得られなかった。

⇒1068年、藤原氏を外祖父としない⁽¹⁾ _____ が即位した。

◇(1)の母禎子内親王の父、つまり外祖父は三条天皇



天皇は能力に応じて人事をおこない、例えば⁽²⁾ _____ を登用した



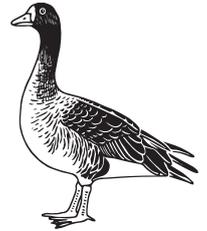
図1 後三条天皇



匡房と義家と、時々、雁

大江匡房は優れた学者で、広く諸学に通じていた。前九年合戦後に、源義家は匡房に兵法を学び、そのため後三年合戦で雁の列の乱れから敵の伏兵を知れた。

そんな匡房も若い頃は不遇で、世の中を恨むほどだった。後三条天皇に抜擢された匡房の喜びは想像に難くない。



● 後三条天皇の事業①—公式の枡

日本全国にわたる共通の枡（体積を計量する容器）がなかった。

⇒後三条天皇は⁽³⁾ _____ を制定し、枡の大きさを一定にした。



図2 枡

● 後三条天皇の事業②—荘園の正常化

11世紀前半、一国内の土地の様子は右図3の通りである。

→開発領主は荘官として荘園を経営し、隣接する名（名田）の一部を、「荘園だ！」と主張して取り込んでいった。

⇒荘園による公領（国衙領）の圧迫が問題となった。

◇公領…一国内に広がる名など公の土地を指し、これの対義語が荘園



1069年、後三条天皇は⁽⁴⁾ _____ を出し、

併せて⁽⁵⁾ _____ （ _____ ）を朝廷に設けた。



(5)は所有者に荘園の面積・成立時期について報告させ、

一定の基準に合わない荘園を没収し公領とした。

⇒たとえ摂関家に寄進された荘園でも、調査・没収の対象になった。



不当な荘園が正常化し、また、一国の荘園と公領の領域が明確になった。

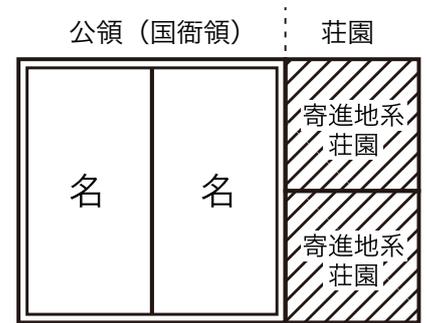


図3 11世紀前半の一国内の土地

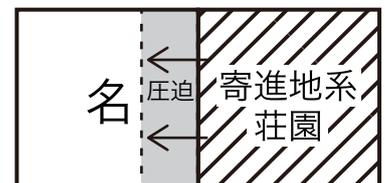


図4 荘園による公領の圧迫

○ 荘園公領制

● 行政区分の再編成

律令国家の行政区分は、国・郡・里（のち里は郷）で構成された。

⇒11 世紀後半、荘園と公領の領域の明確化に合わせ、

公領を⁽⁶⁾ _____・⁽⁷⁾ _____・⁽⁸⁾ _____ が並立するように再編成した。



公領内で大名田堵として力を伸ばした開発領主は、時に在庁官人として国府で働いた。

→受領（もしくは目代）は、在庁官人から郡司・郷司・保司を任命して、徴税を請け負わせた。

⇒郡司・郷司・保司は、受けもつ公領を自らの所領のように扱った。



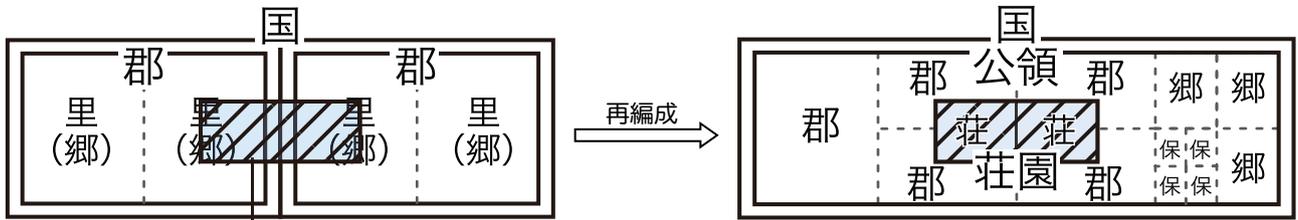
公領は⁽⁹⁾ _____（ _____ ）という単位で経営・耕作された。

⇒有力農民は、郡司・郷司・保司から（9）ごとの経営権を貸与され、⁽¹⁰⁾ _____ として経営した。

◇(10) …大名田堵のように開発領主・在庁官人へ成長できなかった田堵層

(11 世紀前半まで)

(11 世紀後半から)



公領内に荘園があり、行政区分を横断して管理しにくい

図5 行政区分の比較と各構成のイメージ

● 荘園における名の採用

11 世紀後半から、荘園は公領と同じく名（名田）という単位で経営・耕作された。

→有力農民は、荘官である開発領主から名ごとの経営権を貸与され、⁽¹¹⁾ _____ として経営した。

⇒一国内の荘園と公領が、ほぼ同様の構造をもって並び立つ⁽¹²⁾ _____ が成立した（下図）。

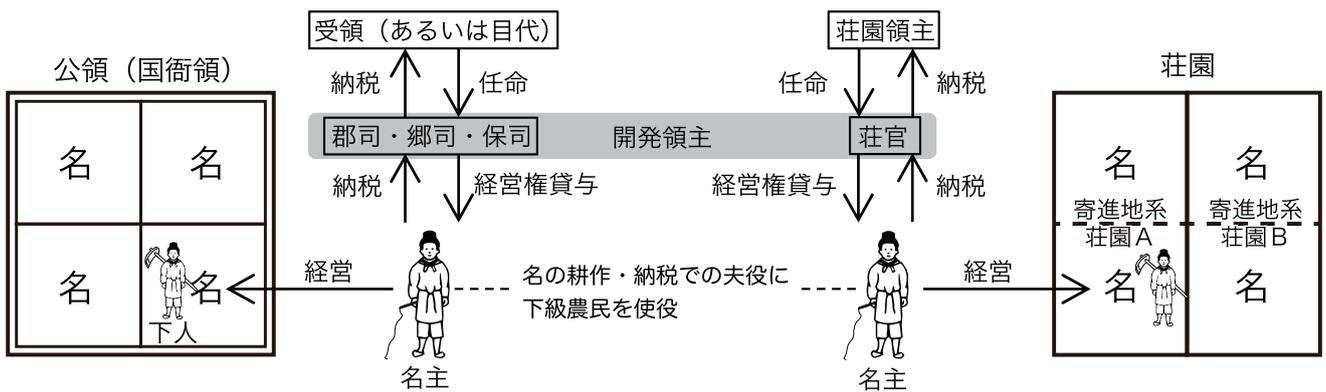


図6 荘園公領制における田地経営

● 税の再編成

11 世紀前半まで、田地には⁽¹³⁾ _____・⁽¹⁴⁾ _____ の 2 種類の税が掛かった。



11 世紀後半から、田地には⁽¹⁵⁾ _____・⁽¹⁶⁾ _____・^{ふやく} 夫役の 3 種類の税が掛かった。

◇(15) …米・絹布^{けんぷ}の納入 / (16) …炭・野菜などや特産物の納入 / 夫役…労働奉仕